

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸 勇 外

被告 長崎県 外1名

### 意見書

平成31年4月15日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

被告長崎県代理人弁護士

福田 浩久



同

伊藤 美香



同

碓 健太郎



同

種田 和彦



同

朝日 俊雅



原告らの嶋津氏に対する人証申請に関し、被告長崎県は以下の通り改めて意見を述べる。

1 被告長崎県としては、平成30年9月5日付及び12月28日付意見書にて、嶋津氏に対する尋問の必要性がないことを明らかにしたところである。

すなわち、原告ら証拠申出書の尋問事項からは仮に同人の尋問を行ったところ

で本訴訟及び別訴（長崎地裁平成27年（行ウ）第4号及び福岡高裁（行コ）第35号）で原告らが主張していることの繰り返しとなると思われること、このことは費用便益比についても同様であること、別訴基準時から現在に至るまで本件ダム建設の必要性に関する事実の変動はないこと、人証として採用せずとも特段原告らにとって立証手段の公平性には欠けることころはないこと、が既に明らかとなっている。

- 2 なお、原告らは、平成30年10月31日付「証拠調べに関する意見書（治水）」（以下、「同書面」という。）において、嶋津氏意見書に記載のある各問題点について同氏への尋問でその確認をなす必要性が高いとしている。

しかし、原告らの尋問事項によれば、原告らは嶋津氏に対し、川棚川の計画規模に関する被告長崎県の設定数値が適当か否か、被告長崎県による基本高水流量の算出過程が適当か否か、本件ダムに効果があるか否か等に関して尋問を行うようである。また、費用便益費については、同書面によればその算定方法・結果が適切か否かという尋問内容のようである。すなわち、原告らが予定している尋問事項は、事実ではなくすべて評価に関するものであるといえる。したがって、原告らの同氏への尋問は必然的に同氏の意見・評価を求めるといものにならざるを得ない。この点については、原告ら自身も、同書面の第1の2（3ページ5行目以下）において、同氏への尋問について「専門的知見からの意見や供述が予定されている」としており、事実について聞くとはしていない。

そして、このような意見を求める尋問は、争いのある事実関係の確定という尋問の趣旨とはかけ離れたものであり法が予定しているところではない。また、意見を述べたいというのであれば陳述書等で十分その目的を達することが可能である。

- 3 以上の通り、本件では嶋津氏に対して尋問を行う必要性がないことは明らかであるので、裁判所におかれては同氏の人証申請を却下されるよう改めて求める次第である。

以上